

## I 概論

### 1 背景

- ◆ 人口減少と高齢化の進行、定年延長など社会情勢が変化中、本格的に活動を始めて10数年を経た住民自治協議会の活動は、担い手不足や負担感の増大などの課題が顕在化
- ◆ 3年間に及ぶコロナ禍において縮小した住民自治活動の立て直しに苦慮
- ◆ 防災や高齢者・子どもの見守り、居場所づくりなど、地域として対応すべき新たな課題が出現

### 2 目的

- ◆ 住民の幸せの増進を継続して実現できるよう、本市独自の住民と行政との協働によるまちづくりの仕組みを見直す。

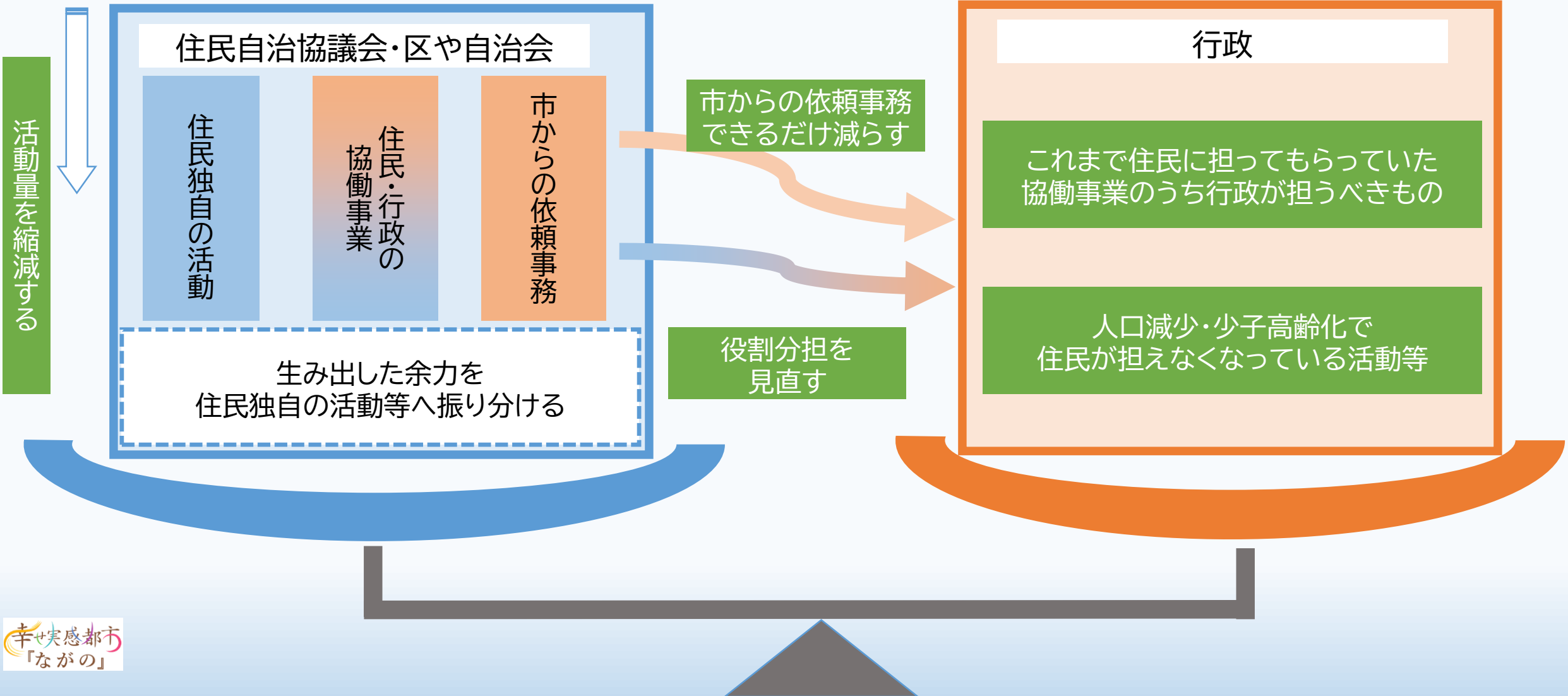
### 3 プロジェクトの基本方針

住民と行政との適切な役割分担を実現する

住民自治活動の量と質の見直しにつなげる

住民(自治協議会)とともに見直す

時代の変化に応じた見直しにより、住民と行政とのバランスを確保する



## Ⅱ 基本的な考え方の整理

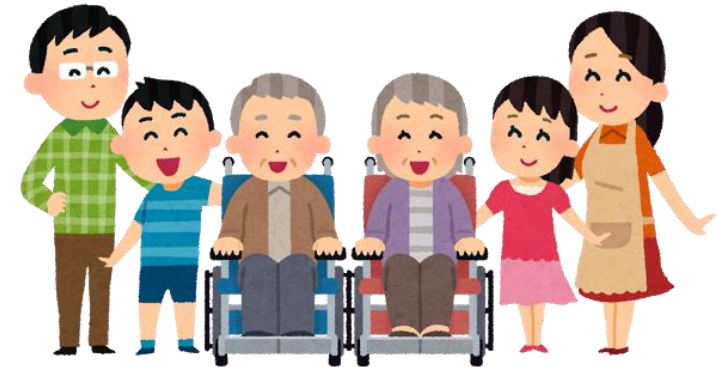
1 住民(自治組織)と市が協働する意義と目的

2 住民(自治組織)と行政との役割分担の整理

3 住民自治協議会と区や自治会の関係

4 人的・財政的資源の減少に伴う活動量の縮減

5 一律の支援制度にとられない対応



## 1 住民(自治組織)と市が協働する意義と目的

### 住民(自治組織)・住民自治

住みやすい地域をつくり維持する

- 顔が見えやすい日常生活における関係性
- 構成員はフラットな関係でボランティア的活動
- トップダウンによる意思決定システムではない
- 多額の財源や大きな責任を伴う活動は困難

### 行政・団体自治

住民の福祉の増進を図る(地方自治法第1条の2)

- 首長をトップにした意思決定システム
- 法的権限、職業的構成員、確実な財源による業務執行
- 公平性・中立性に配慮

それぞれの特徴は…

それぞれの強みを活かし弱みを補うことで…

両者の**共通の目的**である…

市民・住民の幸せを維持し増やしていく

## 2 住民(自治組織)と行政との役割分担の整理

住民(自治組織)・住民自治

行政・団体自治

住民が主体となる活動

近所の見守り・あいさつ  
身近な生活環境の維持  
日常生活における実践  
課題・困りごとを口に出すこと  
など

住民と市が協働する領域  
協議等により適切に役割分担

行政が主体となる活動

市が進む方向性の決定  
公共事業  
専門性のある業務  
など

住民の負担感の源泉は、本来行政がやるべきことを  
押し付けられているとの思いではないか

行政が本来やるべきことをやらないと  
適切な役割分担は成り立たない

「自分たちの地域は自分たちでつくる」スローガンの意味

住民もまちづくりの主体であり  
住民にしかできないまちづくり活動が重要

都市内分権の理念は、まちづくりを  
住民に任せきりにすることではない

住民の役割とは・・・

住民にしかできないこと・住民の方が上手くできること を基本に考えてみる

### 3 住民自治協議会と区や自治会の関係・役割分担

#### 区や自治会 【行政連絡区に関する規則】

- ◆ 地縁による住民自治の基礎的単位・真髄
- ◆ 常会や隣組等を構成単位とする日常的に顔が見える関係性

長野市は  
合併した市町村の単位である「地区」をまとまりとして地域行政を実施

支所数27は他市に比べて非常に多い  
市民との対話の機会や各種統計のまとまりでもある

行政との協働のまとまり・地区のまとめ役

- ◆ 各区や自治会が共通して困っていること
- ◆ 一つの区や自治会では対応できないこと
- ◆ 各区や自治会が協力した方が効果的なこと などに注力

住民自治協議会  
【長野市及び住民自治協議会の  
協働に関する条例】

## 少子高齢化の進行

長野市人口ビジョン改訂版 令和4年2月

万人	2015(平成27)年 国勢調査	2060年(令和42)年	
		将来推計人口	社人研推計準拠
総人口	37.8	30.0	27.0
年少人口(比率)	4.9(13.1%)	3.8(12.5%)	2.6(9.6%)
生産年齢人口(比率)	22.0(58.4%)	14.7(49.2%)	13.1(48.5%)
老年人口(比率)	10.8(28.5%)	11.5(38.3%)	11.3(41.9%)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

## 高齢就業者数の増加

65歳以上の就労率18年連続増加 2021年は初の50%超え

新たな喫緊の  
地域課題の出現地域共生社会の要請(認知症や引きこもりの増加、介護予防や居場所づくりなど)  
避難行動要支援者の個別避難計画策定など防災対策 …等

従来と同じことを同じ方法で実施するのは困難

必要度の低い事業から高い事業への転換

5 一律の支援制度にとらわれない対応が必要

地区の多様性が拡大

	平成21年(協働の条例制定時)				令和4年			
	総人口(人)	年少人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)	総人口(人)	年少人口(人)	高齢者人口(人)	高齢化率(%)
A地区	2,698	235	895	33.2	2,657	229	941	35.4
B地区	1,221	71	480	39.3	791	21	453	57.3
C地区	32,266	5,226	6,299	19.5	33,888	4,535	8,696	25.7

主な地区課題

「令和4年度住民自治協議会の運営にかかるアンケート」及び市作成の「地区カルテ」より

中心市街地域

- ◆ 独居老人等の増加
- ◆ 新規マンションの増加に対応した住民自治機能の構築
- ◆ 人付き合いの減少による災害時対応の不安
- ◆ 空き家・空き店舗問題
- ◆ まちのにぎわい創出

中山間地域

- ◆ 人口減少・高齢化による互助・共助機能の低下、深刻な人不足
- ◆ 生活環境の荒廃、草刈り・支障木撤去・道路修繕など
- ◆ 有害鳥獣被害の拡大
- ◆ 保育園・学校の在り方
- ◆ 不法投棄

郊外地域

- ◆ 交通渋滞・交通安全対策
- ◆ 都市型・河川水害対策
- ◆ 支所・交流センターの更新
- ◆ 都市計画道路開通に伴うまちづくり

住民自治活動として取り組んでいただく際の市の対応はできるだけ柔軟に

住民自治組織の自主性や創意工夫を尊重する制度に



参考 課題・負担感の整理




令和4年度 住民自治協議会の運営にかかるアンケート・地区活動支援担当へのアンケートにより作成

業務の主体	内容	住自協 会長・部会長等の役員	住自協 事務局(事務局長・職員・地域福祉ワーカー)	区長・常会長・隣組長・班長	
市	必須事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 会長の会議等出席依頼が多い</li> <li>◆ 後任者の選定</li> <li>◆ 事業・活動の全体像がつかめないうちに退任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 必須・選択事務以外にも市からの依頼業務が増加</li> <li>◆ 職員労務管理</li> <li>◆ 補助金申請等の事務処理が煩雑、事業を地域に丸投げ(特に福祉関係)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 民生児童委員、人権教育指導員等の推薦                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化、定年年齢の延伸</li> <li>・個人情報保護意識</li> <li>・世代間コミュニケーション不足</li> </ul> </li> <li>◆ 募金活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>特に硬貨の扱いと現金納入方法</li> </ul> </li> </ul>
	選択事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市からの依頼に対応するため、地区課題の解決に向けて取り組む時間がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 専門性のある業務は住民自治では困難(福祉関係)</li> </ul>	
	直接依頼事務		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地区課題解決に向けた事業企画には専門的なサポートが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市からの事業提案があまりない</li> <li>◆ 地元との合意形成手法に課題</li> </ul>	
住自協	自主(独自)の行事・事務・当番等		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域住民からの要望・相談対応</li> <li>◆ 地域の発想・工夫を最大限許容し育てる支援を</li> </ul>		
	指定管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 事務局長の負担が増大</li> <li>◆ メリットがない</li> </ul>		
地区行政連絡区	自主(独自)の行事・事務・当番等			<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 区長をはじめ区役員等の選出</li> <li>◆ 役職が多すぎる</li> <li>◆ 草刈り等の人員不足</li> </ul>	

### Ⅲ 住民自治をめぐる見直すべき課題の主な項目

- 1 住民(自治組織)と行政との役割分担
- 2 住民負担の大きな依頼事務
- 3 担い手の確保
- 4 住民自治活動の量と質
- 5 事務局職員の人件費
- 6 労務管理
- 7 選択事務の位置づけの見直し
- 8 地域における意見聴取・合意形成



-  優先的に取り組むことが考えられる項目
-  住民自治協議会と市で検討するもの
-  市で検討するもの

## 1 住民(自治組織)と行政との役割分担(1)

### 公民館・交流センター・老人福祉センターの指定管理者制度

#### 課題の内容

- ・ 専門性の高い社会教育業務

#### 検討の方向性

- ◆ 指定管理者を**住民自治協議会のみとする現行方針を見直し**を含め、令和6年度までに担当課で方向性を決定する。

### 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター業務

#### 課題の内容

- ・ 専門性の高い福祉業務
- ・ 住民にしかできない、住民の方が上手くできる地域福祉との乖離

#### 検討の方向性

- ◆ 地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーターの**雇用は市・市社協等が行い、責任をもって地域福祉を推進**する。
- ◆ 住民は、地域福祉の推進に生活者としての立場から参加・協力し、無理のない範囲で実践する。
- ◆ 地域福祉ワーカーが住民自治協議会事務の手伝いなどを行っている場合に考慮する。

## 地区活動支援担当の担当業務の具体化



## 課題の内容

- 地区活動支援担当の支援の在り方にばらつき

## 検討の方向性

- ◆ 現行の要綱に規定された地区活動支援担当の担当業務について、具体的な業務を明示し、**住民自治協議会との役割分担・支援内容を明確にする。**

## 要綱における地区活動支援担当の業務

担当業務	内容
住民と行政が協働して行う活動	住民自治協議会等と相談または協議しながら、 <b>企画又は立案</b> すること
住民が主体となって行う活動	相談、助言、情報提供等の <b>支援</b>
行政が主体となって行う活動	事業を実施する担当課と連携又は調整し、当該担当課とともに事業の進捗を管理する
必須事務、その他市から地区の住民に依頼、協議等を必要とする事務事業	住民自治協議会との連絡調整

## 2 住民負担の大きな依頼事務(1)

## 必須事務のうち委員等推薦に関するもの



## 課題の内容

- 専門性が高い委員等ほど選任が困難

## 検討の方向性

- ◆ 住民自治協議会の事務局長等の**地域の実情をよく知る者と市との検討会を設置**し事務の在り方を検討する。
- ◆ 市は、委員に関する法的根拠(目的、選任手段、選任数等)、地区に依頼する以外の選任方法、市として努力していること、他都市の状況等を明らかにし検討の参考とする。



## 必須事務のうち募金に関するもの



## 課題の内容

- 硬貨での金融機関納入等に負担
- 募金の一部が地域福祉の財源として還流

## 検討の方向性

- ◆ 前項目と同様の検討会で検討する。
- ◆ 必須事務としない場合に生じる課題、web募金など他都市における募金の状況等について明らかにし検討の参考とする。

## 2 住民負担の大きな依頼事務(2)

## 地域の自主性・主体性を尊重する地域福祉支援のあり方検討

## 課題の内容

- 地域福祉事業手続きが複雑・煩雑
- 補助制度の要件があり地域の自主性・主体性を尊重しにくい。

## 検討の方向性

- ◆ 短期的には、申請書類等の簡素化を検討するが、目的・対象者・手法を特定する補助金では限界がある。
- ◆ 地域が、目的・対象者・手法等を考え選択できるような支援方法を検討する。

## (参考)地域福祉に関する主な補助制度

## 長野市分 (対象者)

地域福祉推進事業・地域福祉ワーカーの配置等(住民自治協議会)

老人クラブ活動促進事業(老人クラブ)

福祉自動車購入補助金(住民自治協議会)

ひとり暮らし高齢者友愛活動ふれあい会食・自宅訪問(70歳以上)

子育て活動応援事業(子育てサークル)

介護予防に関する活動等支援(高齢者) など

## 長野市社会福祉協議会分 (補助対象単位)

サロン事業(行政連絡区等)

子育て・子育て支援事業(地区)

福祉推進員活動事業(地区)

地区独自課題対応事業(地区)

福祉のまちづくり啓発事業(地区)

地域福祉懇談会事業(行政連絡区等) など

共同募金を  
財源に充当

## 3 担い手の確保(1)

## 地域の安心・安全な生活に関する担い手不足を補完する市の支援体制の検討



## 課題の内容

- 人口減少・高齢化が著しい中山間地域等において、消防団員が確保できないなど、**地域の安心・安全な生活に関する担い手が不足している。**
- 草刈・支障木伐採等の地域共同作業ができず安全な道路運行のための管理に支障
- 地域福祉・防災等の活動においても担い手の確保困難

## 検討の方向性

- ◆ **地域の安心・安全の確保に向けた市の支援体制(人的支援を含む)を検討する。**
- ◆ 必要に応じて中山間地特有の課題を解決するための「やまざと支援交付金」の在り方を検討する。

## 多様な担い手の確保に関する検討

## 課題の内容

- 女性、若者等多様な人材の参画が進まない

## 検討の方向性

- ◆ 女性対象のセミナー等を通じた人材発掘に努める。
- ◆ 若者等が参加しやすい住民自治の在り方を研究する。

## 3 担い手の確保(2)

## 住民自治協議会に関する市民への周知



## 課題の内容

- 住民自治協議会・区や自治会の活動の認知度の低さ
- マンションを含めた転入者への周知

## 検討の方向性

- ◆ 住民自治協議会と協働で専用チラシを作成し機会をとらえて市民に周知する。
- ◆ 転入者に対し、都市内分権の仕組みや転入した旨を区・自治会に連絡する方法等を周知する仕組みを検討する。

## 4 住民自治活動の量と質

## 地区ドックの実施



## 課題の内容

- 活動の量と質を見直すことは難しい
- 他地区の状況が分かりにくい

## 検討の方向性

- ◆ 地区活動支援担当が作成している地区カルテについて、住民自治協議会が掲げるまちづくり計画(地区の将来像)とすり合わせ、地区の課題や方向性について共通認識を確立する。
- ◆ 地区活動支援担当が住民自治協議会の事業、役職等の洗い出しを行い、運営の在り方や財政状況(基金や積立金の目的と運用)などを点検し、効果的でスリムな運営に向けた改善案等を提案する。



## 5 事務局職員の人件費

## 事務局職員の人件費

## 課題の内容

- ・ 住民自治協議会事務局長等の雇用にさらなる人件費の増額を望む声

## 検討の方向性

- ◆ 先ずは行政との役割分担を見直し、住民自治活動の総量の適正化を図る。
- ◆ 市が主導する「地区ドック」を定期的実施し、住民自治活動の量と質の見直しを行う。

## 6 労務管理

労務管理の継続的相談体制の整備 

## 課題の内容

- ・ 住民自治協議会の雇用職員に対する労務管理が専門的で負担

## 検討の方向性

- ◆ 市が社会保険労務士等と委託契約し、**住民自治協議会が労務管理について相談できる体制**を整備する。

## 労務管理の一元的管理体制の整備

## 課題の内容

- ・ 前項目と同じ

## 検討の方向性

- ◆ 各住民自治協議会で雇用条件がまちまちであるため困難が予想されるが、労務管理のうち集中管理できる項目について一元化する仕組みを研究する。

## 7 選択事務の位置づけの見直し

## 優先すべき取組への市のイニシアチブ発揮

## 課題の内容

- 選択事務、個別に依頼する事務、その他の依頼事務が多く負担

## 検討の方向性

- 選択事務は、平成21年度をもって発展的に解消した9つの連合組織(区長会連合会等)等が実施していた事務事業を仕分けたもの
  - 社会情勢の変化により行政・住民ともに、新たに取り組むべき課題に直面
  - 選択事務を明示していることで、住民自治の自主性・柔軟な発想・活動を妨げている懸念
- ◆ 選択事務のカテゴリーを廃止し、住民が実施する事業に対する市の支援をメニュー化する。
  - ◆ 住民の協力が必要な事務のうち、市が優先的に取り組む事業と、住民に取り組んでいただく際の支援策を明示し、全市一丸となって推進する仕組みを構築する。

## 8 地域における意見聴取・合意形成

## 住民自治における「一人一意見」制の提案

## 課題の内容

- ・ 住民の意見聴取が難しい

## 検討の方向性

- ◆ 従来の「世帯」単位に対し、「一人一意見」の住民自治の研究

## 電子申請システムを活用した意見聴取の支援

## 課題の内容

- ・ 前項と同様

## 検討の方向性

- ◆ 電子申請システムを利用して、個人の意見等を聴取する方策を検討する。

## 住民自治(協議会)宣言の提案

## 課題の内容

- ・ 住民自治協議会の知名度が低い
- ・ 住民自治組織が自らを定義する機会がない

## 検討の方向性

- ◆ 住民自治協議会とは何か、どんな使命のもとで活動しているのか、自ら宣言する。

## IV 今後の進め方

	令和5年6月	7月	8月	9月	10月	11月
市	政策会議 部長会議	ロードマップ作成			部長会議 ロードマップ 庁内決定	
住民自治 協議会	各地区住民自治 協議会訪問	連絡協議会 ブロック会議 意見聴取 7/18~27 7ブロック	都市内分権 審議会 8月28日			連絡協議会 ブロック会議 説明・協議
議会	総務委員会 検討の方向性 説明	政策説明会			政策説明会	

市が主導して設置した団体と委嘱制度

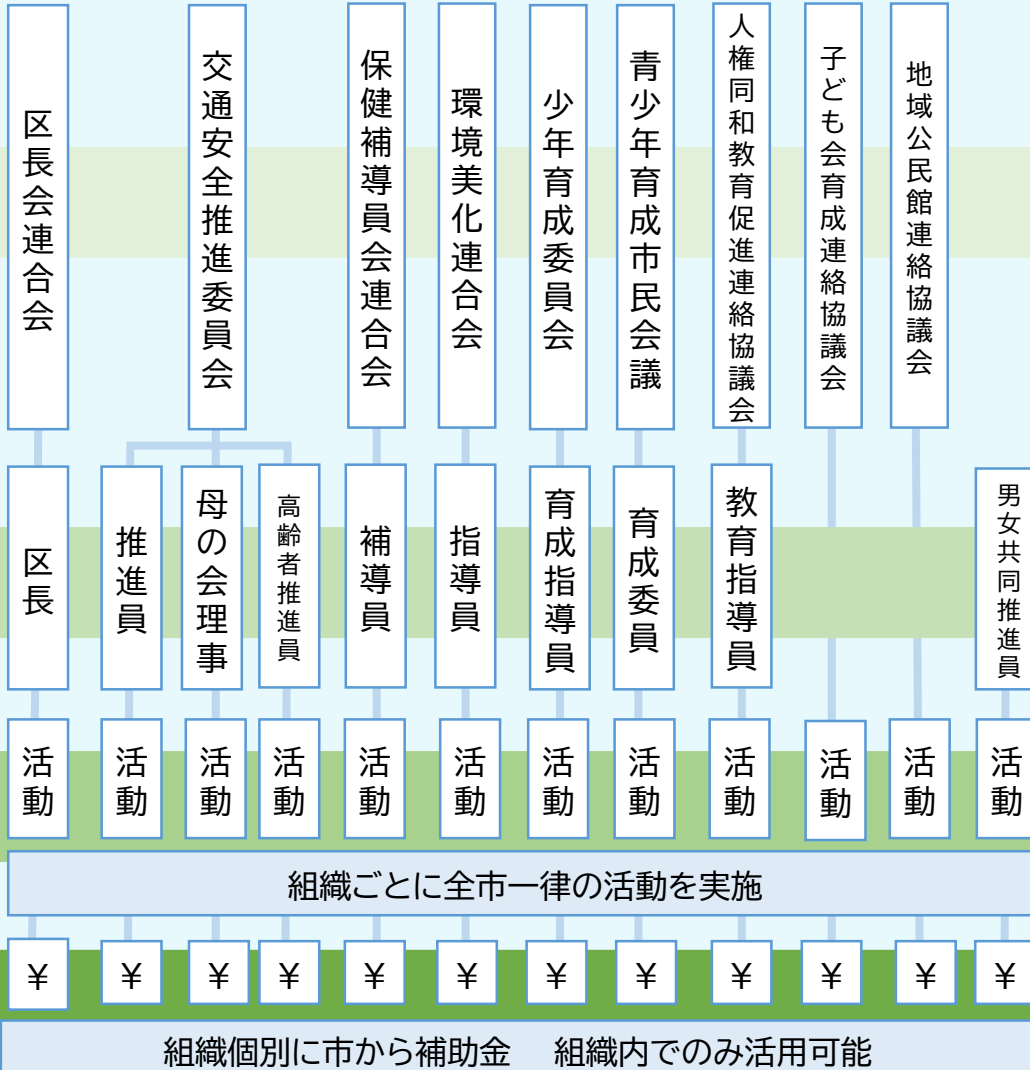
市が全市一律に、各種団体や委嘱員を通じて縦割りにコントロール

地区代表連合組織

委嘱員

活動

補助金



住民自治協議会に一元化

住民の意思を反映し地区の実情に応じた柔軟な活動ができるように

- 地区代表による連合組織は廃止
- 地区組織は任意化して住民自治協議会へ

- 市長からの委嘱制度は廃止
- 市は区や自治会(行政連絡区)の代表者を区長として認識

- 団体が担っていた活動は選択制に
- 全市一律に住民に担っていただく必要がある事務を必須に

- 団体に交付していた補助金を地区ごとにまとめて交付
- 用途を住民に任せる一括交付金に

- 団体を通じた市民のイベント等動員は廃止

基本メニュー 32地区

地域いきいき運営交付金 5,616~27,821/地区 【387,203】

- ①前年度の1/2 ②前年1/2×世帯増減率
- ③人件費相当額 事務局長1,200 事務局職員 1,900~2,200
- ④活動費補正 500+世帯数割

支所発 地域力向上支援金 500/地区 【16,000】

支所長の裁量（選考・査定）で地区団体が行う地域力向上の取組支援

里山ファン活動支援事業補助金 100/団体 【1,500】

中山間地域とそれ以外の地区とが協働して中山間地域のコミュニティを担う活動に対する補助

地区活動支援担当（支所長等） 32名

地域きらめき隊（支所長補佐等） 28名

中山間地メニュー 13地区

住民自治協議会・共助対応・生活支援

やまざと支援交付金 1,800/地区 【25,776】

中山間地特有の課題解決（草刈、支障木対応、野鼠駆除等）

地域活性化推進員 13名（やまざと支援交付金のうち1,200上限）

地域福祉メニュー 全地区（一部例外あり）

地域福祉ワーカー・生活支援コーディネーター 31人 人件費2,300+活動費200  
福祉政策課・地域包括ケア推進課の補助による住民自治協議会雇用 【68,495】

地域たすけあいコーディネータ 25地区 市社協雇用 【60,015 社協本部分含む】

介護予防・日常生活支援総合事業（介護特会）  
担当：地域包括ケア推進課 市独自の高齢者の介護予防施策展開

地域たすけあい事業（市社協事業）  
有償ボランティアによる支援活動 家事援助：500円 福祉移送：600円

個人等・自助対応・移住定住、活性化支援

やまざとビジネス支援 5,000/件 【11,000】

過疎地域等高校生通学支援 10/人 【5,460】

地域おこし協力隊（起業支援1,000/人を含む） 【79,910】

地域おこし協力隊 9地区13人

指定管理メニュー 9地区

市立公民館・交流センター・老人福祉センター 【181,550 概算】

担当：家庭・地域学びの課、高齢者活躍支援課

指定管理期間終期：令和5～9年度

稲田児童クラブ 若槻地区住自協

発展活動メニュー

まちづくり活動支援事業補助金  
公益的市民活動団体（住自協含む）  
700～500を3年間 【8,282】